

公益財団法人日本プロスポーツ協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本プロスポーツ協会と称し、その英語名を THE JAPAN PROFESSIONAL SPORTS ASSOCIATION (略称 J.P.S.A) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、プロスポーツの水準の向上と発展を図ることにより国民の余暇活動の充実に資するとともに、プロスポーツ選手の社会的地位の向上を図り、並びに国民のスポーツへの関心を高め、もって我が国のスポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) プロスポーツの振興発展のための調査研究
- (2) プロスポーツの振興に功績のあった者に対する表彰
- (3) プロスポーツに関する内外情報の収集、提供及び出版物の刊行その他の広報
- (4) プロスポーツに関する講習会及び研修会の開催
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 加盟団体

(加盟)

第5条 プロスポーツの振興発展を目的とし、各プロスポーツを代表する団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会において出席理事の過半数の承認を得て、加盟団体となることができる。

(資格の喪失)

第6条 この法人の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散

(3) 除名

(脱退)

第7条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その事由を付した脱退届を提出することにより、任意に脱退することができる。

(除名)

第8条 この法人の加盟団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の同意及び理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

(1) 本会の加盟団体としての義務に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為のあったとき。

(分担金)

第9条 この法人の加盟団体は、理事会の定める分担金を毎年納入しなければならない。

2 既納の分担金は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

3 分担金は、当該年度の6月と9月に分納することができる。

第4章 賛助会員

(賛助会員)

第10条 この法人の目的に賛同する個人又は法人は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、第4条の事業運営を支援するものとする。

3 賛助会費は、理事会の決議を経て、別に定める。

4 賛助会員の入会、退会及び除名に関し必要な規定は、理事会の決議を経て、別に定める。

第5章 資産及び会計

(基本財産)

第11条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 13 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 14 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 15 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(財産の制限)

- 第 16 条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第 6 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 17 条 この法人に評議員 5 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 18 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を評議員会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会並びに評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、評議員会において定める。
 - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選ずるときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該欠の評議員相互間の優先順位
 - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員が、自ら辞任を希望するときは、その事由を付した辞任届を本法人に提出することにより、任意に辞退することができる。
 - 4 評議員は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 20 条 評議員の報酬等は、無償とする。

2 但し、理事会及び評議員会に出席した場合には、費用を支給することができる。

第 7 章 評議員会

(構成)

第 21 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 22 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 23 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 24 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員の中から議事録署名人を選任し、選任された議事録署名人は前項の議事録に署名する。

第8章 役員

(役員を設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上20名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。また、必要に応じて副理事長、専務理事を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事を置く場合には同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員及び評議員の構成)

第29条 この法人の理事のうちには、理事のいずれかに、その親族その他特殊の関係がある者が、含まれることにはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか及びその親族その他特殊の関係がある者又は評議員のいずれかに、その親族その他特殊の関係がある者が、含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 この法人の役員（理事・監事）及び評議員は、各々独立した職責であることから、相互に特殊な関係のある者が含まれてはならない。
- 5 各項に定めがない事項は、細則で定めることができる。

（理事の職務及び権限）

- 第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び副理事長並びに専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第 31 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第 33 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任す

ることができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長、副理事長及び専務理事には、報酬を支給することができる。また、理事及び監事には、職務を行うために要する費用を支給することができる。

第9章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長（代表理事）、副理事長及び専務理事の選任及び解職

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、次の各号に掲げる者が、その順位に従って、理事会を招集する。

(1) 副理事長

(2) 専務理事

(3) 理事会で定めた理事

(4) 各理事

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 10 章 会長及び副会長

(構成及び職務権限)

第 40 条 この法人に、会長 1 名、副会長若干名（うち 1 名を筆頭副会長）を置くことができる。

2 会長及び副会長は、社会的に功労者として周知されている特殊技能者または学識経験者の中から、評議員会の諮問答申を経て、理事会において決議の上、理事長が委嘱する。

3 会長及び副会長の解嘱は、評議員会の諮問答申を経て、理事会において決議の上、理事長が行う。

4 会長、副会長は、表彰式における、象徴的な役割を担うことができる。

5 会長、副会長には、その役割を担うために要する費用を支給することができる。

6 会長及び副会長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

7 各項に定めがない事項は、理事会の決議を経て別に定めることができる。

第 11 章 名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与(名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与)

(相談役、顧問及び参与)

第 41 条 この法人に、任意の機関として、名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉顧問、特別顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、理事長に助言を行う。また、理事長の求めに応じ、理事会又は評議員会に出席して、意見を述べることができる。

3 顧問は、この法人の運営又は事業に係る特定の事項について、理事長の諮問に応じ、理事会又は評議員会に出席して、意見を述べるができる。

4 参与は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

5 名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

6 名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与の報酬は無償とする。但し、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

7 名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第18条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第14章 専門委員会

(専門委員会)

第47条 この法人は、理事会の決議を経て各種専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、第4条の事業に関して調査研究をする。

3 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第15章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 事務局には、事務局長及び必要に応じた役職及び所要の職員を置くことができる。
- 事務局長の選任及び解任については、理事会の決議を要する。
- 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める細則による。

附則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
島村宜伸、加藤良三、小畑敏満、大東和美、森静雄、佐藤俊行、大橋秀行、秋元貢、折原浩美、中島強、中川勲、酒井俊夫、皆川浩二、白井裕、伊原信一、玉利齊、井上登、森徹、益満宏行
- この法人の最初の会長は、島村宜伸とする。
- この法人の最初の監事は、齋藤力夫、三迫仁志とする。
- この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
保志信芳、大柿和則、仲野和男、立木範明、渡邊仁、窪田慎二、北澤鈴春、堀口高弘、伊藤金四郎、時任淳信、留守悟、水谷剛、大地新次、桜井正一、山口英樹、高田忠勝、辛嶋保馬、川杉収二、倉田勝彦、長尾泰希、水田貴明、船木正也、三雲薫、武石英三、飛沢茂宣

別表第1 基本財産(第11条関係)

財産種別	金額等
定期預金	120,010,195円

定款変更履歴

令和2年1月28日 一部変更

令和2年3月16日 一部変更

令和3年3月31日 一部変更

令和4年8月31日 一部変更

令和5年6月23日 一部変更

令和7年6月30日 一部変更